

分担研究報告書

エンバーミングの適正実施に関する要件についての研究

エンバーミングの適正実施に関する要件についての研究

研究協力者 宇屋 貴 燦ホールディングスグループ 株式会社 公益社
馬場泰見 日本トレードエンバーミングサービス
研究代表者 佐藤喜宣 日本歯科大学生命歯学部 客員教授

要 旨

日本におけるエンバーミングは、年間48,000件以上実施されており（2018年、一般社団法人日本遺体衛生保全協会調べ）、近年、増加傾向にある。しかしながら、関係法令については、現在のところ、処置施設の作業環境等に関する法令等はあるものの、エンバーミングの行為そのものと、それを実施するエンバーマーに関する法令や公的資格は制定されていない。

今後の死亡者数の増加、家族の地理的分散、訪日外国人の増加、大災害対策等の社会的要因により、エンバーミングの需要はさらに増大することが予想される。本研究は、エンバーミングが適正に実施されるために必要な要件を明らかにするものである。

A. 目 的

日本におけるエンバーミングの適正実施に求められる要件を、以下の点から明らかにする。

1. 日本におけるエンバーミングの変遷
2. エンバーミングの認知度
3. エンバーミングの適正実施に必要な要件
4. エンバーマーに必要な要件

B. 方 法

日本のエンバーミングの変遷について調査し、現状について文献調査とエンバーマーならびに関係者への聞き取り調査を行った。

C. 結 果

1. 日本におけるエンバーミングの変遷

エンバーミングは、アメリカ合衆国やカナダ等では一般的に行われている遺体処置の方法で、遺体の防腐・殺菌・修復処置である。

通常は、葬儀に際して行われる遺体の処置を指すが、医学教育を目的として献体を行う防腐処置をエンバーミングと言う場合もある。前者

は、遺体の死後変化を遅延させる科学的防腐技術であり、衛生維持だけでなく、遺体を生前の姿に近づける化粧や修復を行うことで遺族の悲嘆を和らげる（グリーンケア）役割も持つ。一方、後者は遺体を医学教育や研究に資する目的で安全な状態に長期保存するための防腐を主目的としているため、それぞれが持つ意義は全く異なる。本研究では、葬儀に際して行うエンバーミングを対象としている。

日本で初めてエンバーミングが行われたのは1988年とされる。当初、アメリカ合衆国で公認資格を獲得したエンバーマーによって施術が行われ、技術指導も彼らが行っていた。日本で養成校が開校した後も、その技術手法が踏襲され、教育されたため、この手順にしたがったエンバーミングが日本における標準的な手法となっている。おもに以下の手順で行われている。

- 1) 体表を消毒し、整顔を行う。
- 2) 灌流式防腐処置を行う。
- 3) 必要に応じて防腐薬品の皮下注入処置や薬品を塗布するパック処置を行う。

- 4) 胸腔・腹腔の体液やガス等を吸引し、体腔用薬品を注入する。
- 5) 切開部を縫合し、遺体の全身と頭髪を洗浄する。
- 6) 必要に応じて修復処置を実施する。
- 7) 化粧、着付け、納棺を行う。

2. エンバーミングの認知度

日本のエンバーミング導入の基礎となったアメリカ合衆国およびカナダでは、土葬の慣習から、葬儀においてエンバーミングが施行されることが多く、一般に認知されている。しかし、日本における施行率は、死亡者数の約 3.6% (2018 年) と算出され、一般に認知されているとは言い難い。しかしながら、近年、急速に施行件数が増加している (図 1)。

また、エンバーマー養成校の入学出願者数もわずかながら増加傾向にある (図 2)。養成校関係者ならびにエンバーマーへの聞き取り調査を行ったところ、出願者の志望理由は、1) エンバーミングをインターネットや書籍等で知った、2) 家族や知人が亡くなった際にエンバーミングが行われた、3) 家族や知人が亡くなった際に (損傷等があり)、対面が叶わなかった経験から、それを叶えることができる方法としてエンバーミングがあることを知り出願した、といった内容が多かった。

3. エンバーミングの適正実施に必要な要件

現在の日本においてエンバーミングの行為そのものと、それを実施するエンバーマーに関する法令や公的資格は制定されていない。本厚生労働科学特別研究事業の分担研究「エンバーミングにおける依頼書 (同意書) の研究」で明らかにされたように、エンバーミングが適正に実施されるためには統一的な手続きとして、各事業者が以下の要件に基づいて行うよう努めている。すなわち、

- 1) 依頼者 (遺族等) の同意

依頼者 (遺族等) は、処置目的、処置内容の説明を受け、もしくは説明書 (案内書) 等を理解した上でそれらの内容について承諾し、処置依頼の意思をもって自署した「エンバーミング依頼書 (同意書)」により承諾ならびに処置依頼を行う。

- 2) 一定水準の技術と知識を持つエンバーマーによる処置

エンバーマーの資質および技量を担保するために、必要な技術と知識を習得し、専門的な養成を受けた者が行う。

- 3) 関係法令を遵守した施設基準

労働安全衛生法、下水道法、特定化学物質障害予防規則等の基準を満たした環境に配慮した施設で実施する。

4. エンバーマーに必要な要件

エンバーミングを施す技術者であるエンバーマーが修得しておくべき要件の詳細については、本厚生労働科学特別研究事業の分担研究「エンバーミングの養成に関する研究」の報告書にて詳述されるが、概ね以下の内容を修めておくべきである。また、技能においては、本厚生労働科学特別研究事業の分担研究「エンバーミングにおける遺体修復に関する研究 — エンバーマーへのアンケート調査などからの教育システムの提案 —」の報告書を参考にされたい。

- 1) 死生学
- 2) 葬儀全般
- 3) 宗教学
- 4) グリーフケア
- 5) 公衆衛生学
- 6) 解剖学
- 7) 微生物学
- 8) 病理学
- 9) 化学
- 10) 修復学
- 11) エンバーミング技術
- 12) 化粧法

- 13) 着せ替え技術
- 14) 海外遺体移送手続き
- 15) 関係法規

D. 考 察

1. 日本におけるエンバーミングの変遷と適正実施に必要な要件について

現在、日本で行われているエンバーミングは、アメリカ合衆国およびカナダで行われている一般的な手順に基づいている。エンバーミングの年間実施件数が増加傾向にあり、需要が高まっていることから、手順に基づいて適正に実施されていると推察できる。しかし、エンバーミングに関する法規や公的資格がない現状では、他の法律に抵触する可能性は少なからずある。エンバーミングの目的である防腐・殺菌・修復が一定の水準を満たさずに行われれば、公衆衛生および遺族の心情に多大な影響を及ぼす可能性があり、故人の尊厳を損なう行為にも繋がりがかねない。そのため、違法性を阻却し、信頼性のあるエンバーミングが実施されるためには、1) 刑事訴訟法による手続きの完了、2) 死亡診断書（死体検案書）による死亡者ならびに死因の確定、3) 遺族の承諾、4) 適正な技術と死者への礼節を以って行うこと、が重要な要件となる。今後、エンバーミングの普及拡大に際し、一定水準の知識技術を持つエンバーマーの養成と同時に、事業者間で差異を生じることなく、それらの要件に基づいて実施される必要がある。

2. エンバーミングの認知度について

エンバーミングの実施件数の増加傾向から、認知度は徐々に上昇していると考えられるが、志願者数には差ほど反映されていない。志願理由から見ても、全体の件数が増加すれば、自身が参列する葬儀でエンバーミングを知る機会も増えると考えられるが、生涯に経験する一般的な葬儀の数からすれば、インターネットや書籍等からの情報で知る機会の方が多いただろう。し

かし、現状ではエンバーミングに関する書籍等の出版物は少なく、インターネットでも意図的に検索しなければ関連情報を目にすることはほとんどない。今後の需要に十分対応できる数のエンバーマーを養成するには、認知度の向上も必要な要素であると考えられる。

3. 日本の葬儀におけるエンバーミングの意義とエンバーマーの要件について

エンバーミングは、おもに土葬の慣習がある国で発展した技術であるが、日本では死後、数日内に遺体を火葬する場合がほとんどである。しかし、近年、死亡者数の増加による火葬場の混雑、家族の地理的分散により、これまでよりも長い期間、遺体の保全を必要とする状況が多く発生している。日本における葬儀は、遺体を棺に納めた状態で式場内に安置して執り行うことが多い。エンバーミングの防腐処置によって、死後長期間が経過しても、死後変化の懸念や対応を要することなく葬儀を執り行うことができる。また、葬儀に関する慣習は日本国内でもさまざまであるが、遺体を清める、遺族の手で納棺するなど、故人と対面して行われるものが多い。エンバーミングは、損傷遺体の修復や故人を安らかな顔貌に整えて生前の姿に近づけるといった技術も併せ持つため、火葬までの日数が短い場合でも、より良い葬送を実現する役割を持つ。日本におけるエンバーミングは、社会事情や慣習に結びついて、その意義を確立しつつあると考えられる。

このように日本のエンバーミングに関わるエンバーマーには、単に遺体の防腐や修復処置を行うという技術者としてのみでなく、葬祭に関わる者という一面が不可欠であり、死生学や宗教学、葬儀全般の知識に加え、グリーンケア等の知識も求められる。また、遺体の海外搬送にはエンバーミングが必要となる場合が多い。それに関わる手順と法的内容と書類の作成などを知ることもエンバーマーにとって必要である。

E. 結 論

今後のエンバーミングの普及拡大に際し、エンバーミングが常に社会から信頼され、国民の公衆衛生ならびに遺族の心情においてその役割を果たすには、現在行われている標準的な手順や技術手法を統一的な実施要件とすること、これらを適正に実施するための知識技術を持ったエンバーマーを養成することが必要である。また、エンバーミングのさらなる理解も求められる。

F. 研究発表

実績なし

G. 知的財産権の出願・登録

実績なし

参考文献

- 1) 碑文谷創：日本におけるエンバーミングの歴史；20周年記念誌 IFSA の20年－これまでとこれから－，記念誌編集委員会，30-53，一般社団法人日本遺体衛生保全協会(IFSA)，神奈川，2012.
- 2) 厚生労働省：平成30年(2018)人口動態統計の年間推計； <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikei18/index.html>

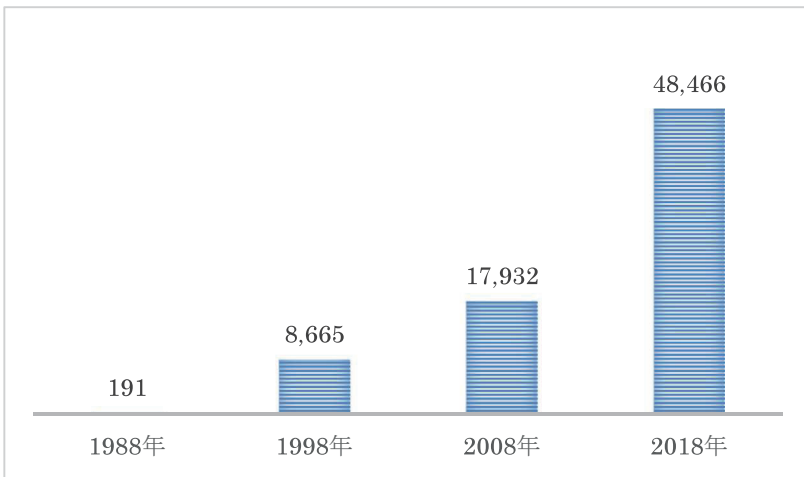


図1. 日本におけるエンバーミングの年間実施件数

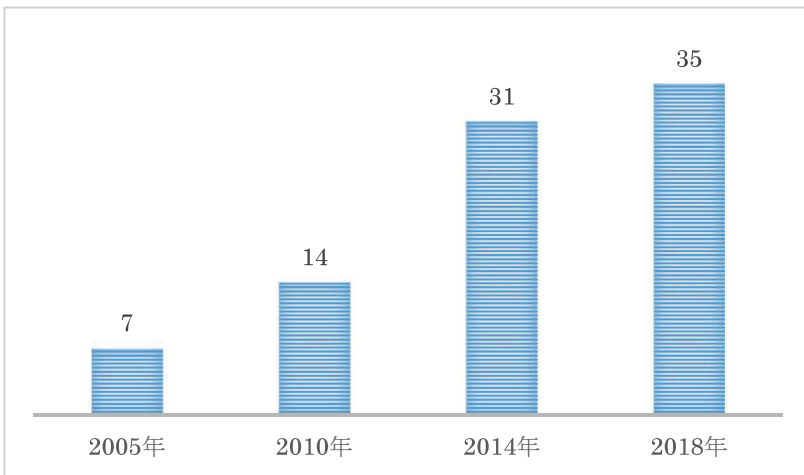


図2. 日本におけるエンバーマー養成校における入学出願者数